

# 入札説明書

## 1 入札に付する事項

一宮市は、行政財産である一宮地域文化広場の建物の一部を賃貸する方法により自動販売機の設置を行います。

このため、自動販売機の設置者（以下「設置事業者」という。）を決めるための一般競争入札を行います。

## 2 入札に付する建物区域

一宮地域文化広場（一宮市時之島字玉振1番地1）

物件番号	自動販売機設置場所	設置台数及び貸付面積
1	銀河の家1階	1台 1㎡

※1 貸付面積には、使用済み容器の回収ボックススペースを含みます。

2 自動販売機の機種は、電圧100V、電流15A程度のものでとします。

3 自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらに支障がないか事前に設置場所の確認をしてください。

## 3 契約に関する条件

(1) 自動販売機の設置は地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、自動販売機を設置する場所を貸付する方法で行う。

(2) 当該行政財産（自動販売機を設置する場所）の貸付期間は、令和5年7月1日から令和12年3月31日までの6年9か月間とする。

(3) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

(4) 貸付料は、入札により決定した金額とし、契約期間中の会計年度毎に一宮市が交付する納付書により貸付金額を全額納付しなければならない。

（※売上に応じた手数料の徴収はありません。）

(5) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とする。

また、光熱水費についても設置事業者の負担とする。設置事業者において計量機器（パルス式子メーター）を設置し、それによる実費を月単位で一宮地域文化広場を管理する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が指定する期限までに全額納入しなければならない。

(6) 設置事業者は、本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況を、別に指定する期日までに、一宮市に報告しなければならない。

(7) 設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を一宮市に請求することができない。

(8) 貸付料を納付期限までに納付しない場合の延滞金は、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律

第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合を乗じて計算して得た額とする。

- (9) 関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行わなければならない。

#### 4 設置する自動販売機の条件

設置する自動販売機は次の条件を満たさなければならない。

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

#### 5 販売する品目及び価格の条件

- (1) 販売品目は、アイスクリームとし、清涼飲料水・牛乳等の飲料類、酒類、タバコの販売を行わないこと。  
なお、商品の具体的な構成については、落札後、事前に一宮市と協議を行うこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

#### 6 維持管理に関する条件

- (1) 防犯装置・金銭管理などの自動販売機の維持管理は、設置事業者の責任において行うこと。
- (2) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、一宮市及び指定管理者の指示に従うこと。
- (3) 商品補充など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (4) 自動販売機に併設して、販売する商品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- (5) 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (6) 1,000円紙幣が使用できること。また、新貨幣の発行に対しては、流通状況に合わせた対応に努めること。

#### 7 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令167条の4第2項第1号から第6号までのいずれにも該当しない者(いずれかに該当した者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。)であること。
- (3) 共同事業体及び共有名義での申し込みは不可とする。
- (4) 一宮市内及び近隣市町に本店及び支店、営業所並びに事業所を置いていること。

近隣市町とは次の市町をいう。

愛知県内 江南市、稲沢市、岩倉市、北名古屋市、清須市、名古屋市、津島市、小牧市、春日井市、犬山市、愛西市、あま市、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、海部郡大治町、西春日井郡豊山町

岐阜県内 岐阜市、羽島市、各務原市、羽島郡笠松町、大垣市、瑞穂市、羽島郡岐南町、安八郡安八町、安八郡輪之内町、海津市

(5) 自動販売機の設置業務において入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理する自動販売機を公共施設等に設置した実績があること。

(6) 次に掲げる市税、県税及び国税の未納がないこと。

ア 市税

- ・法人の場合 法人住民税、固定資産税、軽自動車税
- ・個人の場合 個人住民税、固定資産税、軽自動車税

イ 県税

- ・法人の場合 法人事業税、法人県民税、自動車税
- ・個人の場合 個人事業税、自動車税

ウ 国税

- ・法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税
- ・個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税

(7) 入札公示の日から落札決定までの間、愛知県及び一宮市から指名停止措置を受けていないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(9) 入札告示の日から入札の日までの期間において、次のいずれにも該当していないこと。

ア 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等

イ 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(9) における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

役員等	法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者
法人等	法人その他の団体又は個人
暴力団	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
暴力団員	暴力団の構成員
暴力団関係者	暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者

## 8 入札参加申込みの受付

一般競争入札参加申込書は、直接持参のみで受け付けます。（郵送、ファクシミリ、電子メール等による申込みはできません。）

受付期間内に受付場所に必要書類を提出してください。

受付期間、受付場所は、次の通りです。

### (1) 受付期間

令和5年6月12日(月)から6月14日(水)までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

### (2) 受付場所

一宮市役所本庁舎 9階 活力創造部指定管理課  
一宮市本町2丁目5番6号

### (3) 入札参加申込書類の内容審査及び入札参加資格の確認通知

受付後に入札参加申込み書類の内容審査を行い、合格者には電子メールで入札参加資格確認の通知をします。通知は6月16日(金)に行います。

### (4) 提出書類（各1部）

- ア 一般競争入札参加申込書（様式第1）（法人の場合は様式第1（その2）も必要）
  - イ 誓約書（様式第3）
  - ウ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）
    - 法人の場合・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
    - 個人の場合・・・身分証明書（運転免許証・保険証等の写しなど）及び登記されていないことの証明書
  - エ 入札公告の日から過去3か年以内に、国、地方公共団体に、自らが管理する商品の自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写しの何れか
  - オ 国税、県税及び市町村税の納税証明書（未納がないことの証明書）
    - ・市町村税について
      - a 法人・・・「法人住民税」、「固定資産税」及び「軽自動車税」の証明書
      - b 個人・・・「個人住民税」、「固定資産税」及び「軽自動車税」の証明書
- 申請日の直前年度分（法人住民税は直近の事業年度分）で発行日から3か月以内のもの

- ・ 県税について
  - a 法人・・・「法人事業税」、「法人県民税」及び「自動車税」の証明書
  - b 個人・・・「法人事業税」及び「自動車税」の証明書発行日から3か月以内のもの
- ・ 国税について
  - a 法人・・・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書  
(その3の3 未納のないことの証明)
  - b 個人・・・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書  
(その3の2 未納のないことの証明)発行日から3か月以内のもの

## 9 設置場所説明について

設置場所については、一宮地域文化広場自動販売機設置位置図を別途、ウェブサイトへ掲載しますので確認してください。

## 10 質問期間

### (1) 期間

令和5年6月5日(月)から6月7日(水)までの午前9時から午後5時まで(必着)

### (2) 方法

質問は必ず電子メールで行うこと。

(メールアドレス:k-shitei@city.ichinomiya.lg.jp)

回答については6月9日(金)に指定管理課ウェブサイトにて公開予定

※メール着信は、電話(0586-85-7080)で確認してください。なお、電子メールの未着信等により発生したトラブルについて市は一切責任を負いません。

## 11 入札執行の日時及び場所

### (1) 日時

令和5年6月23日(金)

午前10時00分 物件番号1

### (2) 場所

一宮市役所本庁舎5階 504会議室

一宮市本町2丁目5番6号

### (3) 入札書類

委任状(様式第2:代理人により入札する場合)、入札書(様式第4)

## 12 入札保証金

入札保証金については、免除とする。

## 13 入札金額

(1) 入札金額は、3 契約に関する条件(2)の貸付期間中の賃借料の総額を記入して

ください。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

#### 1.4 入札

- (1) 同一物件について、1人で2人以上の申込人の代理人となり、又は申込人が他の申込人の代理人となることはできません。
- (2) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができません。
- (3) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
  - ア 契約規則第37条第1号から第10号に該当する入札
  - イ 入札書の金額を訂正したもの
  - ウ 郵送による入札
  - エ 虚偽の事実を記載した者の入札
  - オ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

#### 1.5 開札

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない一宮市の職員を立ち合わせて開札を行います。
- (2) 落札者は、一宮市の予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係のない一宮市の職員にくじを引かせます。
- (3) 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合は、直ちに再入札をおこないません。ただし、入札回数は、第1回を含め3回以内とします。
- (4) 前号の再入札の場合、次号のいずれかに該当する入札をした者は、再入札に参加することができません。
  - ア 契約規則第37条第1号から第10号までに該当する入札
  - イ 第2回目の入札結果により、第1回入札における最高価格以下の入札

#### 1.6 入札又は開札の中止

天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札又は開札を中止することがあります。

#### 1.7 契約の締結

- (1) 別紙契約書（様式第5）により、契約書を作成するものとします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用は、すべて落札者の負担とします。
- (3) 貸付契約は申込者名義で行います。

## 1 8 貸付料等の納付

- (1) 貸付料は、各年度、納入通知により一括納付していただきます。
- (2) 3 契約に関する条件(5)に規定する光熱水費は、当該月の翌月に請求書により指定された期日までに指定管理者へ納付していただきます。

## 1 9 契約保証金

- (1) 落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上の契約保証金(契約規則第9条に定める契約保証金に代わる担保を含む。)を契約締結までに一宮市に納付しなければならない。  
ただし、契約規則第8条(契約保証金の納付の免除)の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りでない。
- (2) 前項のほか契約保証金の取り扱いは、契約規則の定めによります。